

高森町教育支援センターの設置及び運営に関する要綱

令和5年2月27日

教委要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高森町教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 高森町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、いじめや家庭的要因等により不登校状態にある児童生徒の社会的自立や学校復帰等を支援するため、教育支援センターを設置する。

(開級期間等)

第3条 教育支援センターの開級期間は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後3時までとする。

2 閉級日は、高森町立小・中学校管理規則（平成19年教委規則第3号）第8条に規定する休業日に準ずる。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(対象者)

第4条 教育支援センターに通級できる対象者は、原則として町内の小学校、中学校及び義務教育学校に在籍する児童生徒で、通級することが適当と認められる者とする。

(通級申請及び退級手続き)

第5条 教育支援センターへ通級させることを希望する児童生徒の保護者は、在籍する学校の校長（以下「在籍校長」という。）へ高森町教育支援センター通級願（様式第1号。以下「通級願」という。）を提出しなければならない。

2 在籍校長は、通級を希望する保護者から通級願を受け、通級させることが適当であると判断した場合は、教育委員会に対して高森町教育支援センター通級許可申請書（様式第2号）及び意見書（様式第4号）を提出し、承認を得なければならない。

3 教育委員会は、協議のうえで前項の通級を承認したときは、在籍校長及び保護者へ高森町教育支援センター通級許可通知書（様式第3号）により通知するものとする。

4 通級の終了は、在籍する学校（以下「在籍校」という。）への復帰または保護者からの退級の申出があった時点で終了することを原則とする。

(職員)

第6条 教育支援センターに、高森町教育支援センター指導員(以下「指導員」という。)を置く。

(指導員の業務)

第7条 指導員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 生活指導に関する事
- (2) 学習指導に関する事
- (3) 体験活動に関する事
- (4) 教育相談に関する事
- (5) 学校及び関係機関との連携に関する事
- (6) その他教育委員会が必要と認める業務

(通級日の出席扱い)

第8条 児童生徒が教育支援センターに通級した日は、在籍校の出席扱いとする。

(通級方法等の確認)

第9条 教育委員会は、保護者と通級方法及び通級経路を確認する。必要がある場合は、児童生徒の通級途上における保護者の同伴を求め、通級時の児童生徒の安全確保を図るものとする。

(災害給付)

第10条 指導時間内及び通級途上における児童生徒の傷病については、学校管理下における災害として取り扱うものとする。

(業務の委託)

第11条 教育委員会は、教育支援センターの設置及び運営に関する業務を委託することができる。

(経費)

第12条 教育委員会は、予算の範囲内で事業の実施に要する経費を委託費として支出する。なお、委託費には次のものが含まれる。

- (1) 人件費
- (2) 旅費及び費用弁償(町規定に準ずる)
- (3) 運営費
- (4) その他、事業を実施するにあたり教育委員会が必要と認める経費

2 委託費の対象となる経費のうち、他事業と重複する経費がある場合、事業日数等に基づく案分による該当経費のみ支払う。

(支払い)

第13条 教育委員会は、受託者に対する委託契約後、委託費を月額払いとし

て支払う。

2 委託費は、予算の範囲内で教育長が別に定める額とする。

(事業の報告)

第14条 受託者は、毎月末最終開級日までに個々の児童生徒の「活動状況報告書」を作成し、教育委員会に報告する。

2 教育委員会は、「活動状況報告書」に基づき、当該月分の委託費を支払う。

(資料の提供)

第15条 受託者は、児童生徒に関する記録等について、教育委員会の求めに応じて速やかに閲覧及び提供する。

(秘密の保持)

第16条 受託者及びその業務従事者は、この業務の履行にあたっては、秘密の保持に関する全ての法令を遵守するとともに、業務を行ううえで知り得たことについて、契約期間中及び契約解除後において、いかなる理由によっても他人に漏らしてはならない。

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月27日から施行する。